

5月は消費者月間です



市の消費生活相談室では、専門の相談員が消費生活の問い合わせや相談に応じています。今回は、相談室に寄せられた相談の傾向や、クーリング・オフなどを紹介します。

相談状況

平成18年度の相談室への相談件数は580件で、前年度の680件に比べて減っています。その要因は、架空請求の相談件数が大幅に減ったことによります。これは、消費者の知識が、メディアや行政などの啓発活動によって深まってきたことを示しています。逆に、多重債務に関する相談は増加傾向にあり、生活資金に直接影響のある相談が増えています。

よる布団や健康食品に関する相談が多く寄せられました。

最近では、ホームヘルパー・民生委員などが高齢者世帯・障害者世帯を訪問したときに、購入させられた商品を発見し、相談に来室するケースも多くなりました。

消費生活相談の事例は、毎月、暮らしたいいきのページで紹介しています。似たような事例で困ったり、契約のことで不安を感じたら、一人で悩まず、すぐに消費生活相談室に連絡してください。



悪質商法にだまされないための6か条

- ・ 必要ない場合は、「いりません」とはっきり断る。
- ・ うまい話には乗らない。
- ・ 相手の親切的態度には、まどわされない。
- ・ 訪問販売業者を家に入れない。
- ・ その場ですぐ契約しない。
- ・ 契約をするときは、家族や友人に相談する。

クーリング・オフについて

巧みで強引な勧誘に乗せられて、自分の意志がハッキリしないまま契約してしまった。そんな時、消費者が冷静に考え直して、契約の解除や申し込みの撤回ができる制度です。

方法

クーリング・オフは、契約日を含め8日以内に、必ず書面で行い、配達記録郵便で送付します。また、その書面はコピーして保管しておきましょう。クレジットカードを利用した場合は、クレジット会社へも送付してください。

効果

- 支払ったお金はすべて返金されます。
- 商品の引取費用は業者負担です。
- 商品の使用は控え、いつでも返品できるように保管しておきましょう。



記載例（はがきの場合）

契約解除通知

- ・ 契約（申し込み）年月日
 - ・ 販売業者名
 - ・ 販売業者住所
 - ・ 商品（権利・役務）名
 - ・ 契約金額
 - ・ 販売担当者
- ※支払済の〇円を返金してください。
- 上記の契約を解除します。
- 〇年〇月〇日
- ・ 契約者住所
 - ・ 契約者名

28^月日
14:00~16:00

入場
無料

消費者記念講演会

**みんなで築こう
身近な安心安全**

ところ リージョンプラザ 文化ホール

第1部 よくわかる食品の表示

第2部 住まいの安全対策

くらしの安全について

最近、家庭用電化製品などによる事故がニュースになっています。経済産業省は、事業者へ事故報告

を義務づけ、重大事故に係る製品や事故内容などを公表することを決めました。また、身近な生活用品によって起こる事故を未然に防ぐことも重要で、あと少しで事故になるところだったという経験についても情報

収集をし、製品に問題がないか調査しています。事故になりそうでドキッとしたときには、連絡してください。
フリーダイヤル ☎ 0120 2529
事故情報 ☎ <http://www.jiko.nite.go.jp/>

問い合わせ先

消費生活相談室 ☎
0848 6410、商工振興
課 ☎ 0848 6072 FAX 0
848 4103



▲ 充実した環境で勉学と仲間づくりに励みます(4/20 老人大学入学式 中央公民館)



▲ ごみの収集業務を体験しました(4/10 新規採用職員研修 宮浦)

photo walk カメラ散歩



▲ 今年もたくさんの方が訪れました(4/14~4/29 エヒメアヤメ自生南限地帯の一般公開 沼田西町)



▲ 迫力あるだんじりのぶつかり合いと獅子太鼓で大いに盛り上がりました(3/24・25 能地春祭り 幸崎町)